

税

公的年金からの
市民税・県民税の天引き

ID 1003629

65歳以上の人で公的年金収入に市民税・県民税が掛かる場合は、年6回に分けて、年金支払額から税額が天引き（特別徴収）されます。なお、前年の4月以降に65歳になった人は、10月から天引きが開始されます。

▼4〜8月は仮徴収 令和3年度の公的年金に関する年税額の2分の1の額を3回に分けて、4・6・8月支給の年金から天引きします。これは市民税・県民税の税額の決定が6月になるため、暫定額を差し引くものです。

▼10月〜令和5年2月は本徴収 公的年金に関する税額から仮徴収税額を差し引いた残りの額を3回に分けて、10・12月・翌年2月支給の年金から、天引きします。

問 市民税課 ☎(632) 2217

固定資産税・都市計画税の
納税通知書を発送

ID 1003638

納税通知書と一緒に発送した課税資産明細書には、課税している固定資産税・都市計画税の内容を

記載しています。なお、第1期の納期限は5月2日です。

固定資産税の縦覧

▼期間 5月2日までの平日、午前8時30分〜午後7時。

▼場所 資産税課（市役所2階）。

▼内容 土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿。

▼対象 市内の土地や家屋に対して固定資産税が課税される人。

▼持ち物 マイナンバーカード・運転免許証など本人確認ができる書類。代理人や法人は委任状。

▼その他 自己の資産が記載された固定資産課税台帳は、縦覧期間中に限り無料で閲覧できます。ただし、複写代は1枚10円です。

問 資産税課 ☎(632) 2243

産業

保育課業務送付用封筒に
有料広告を募集します

ID 1013754

▼掲出場所 窓付き封筒の裏面。

▼募集枠 1枠。

▼規格 A4版Ⅱ縦70mm×横170mm、1色刷り。B5版Ⅱ縦60mm×横150mm、1色刷り。

▼印刷枚数 約8万1000枚。

▼最低入札価格（税込） 1枠8万9100円。

▼申込期限 5月2日（必着）。

▼申込方法 保育課（市役所2階）に置いてある申込書（市印からも取り出し可）に必要事項を書き、見積書・広告の原稿・会社概要（法人の場合）を添えて、直接または郵送（簡易書留）で、〒320-8540市役所保育課 ☎(632) 2393へ。

農作物の作付状況の
現地確認を実施しています

ID 1027692

農業者に対する交付金を適正に交付するため、市農業再生協議会で、対象となる農作物の作付状況の現地確認を実施しています。「現地確認中」と表記した黄色の腕章を着用した担当者が、宅地などに隣接した農地に立ち入る場合もありますので、ご理解とご協力をお願いします。

▼実施期間 通年。

▼実施場所 市内全域の農地。

▼その他 作付面積をメジャーで計測したり、農地や農作物の写真撮影したりすることがあります。

問 農林生産流通課 ☎(632) 2458

ICT利活用促進
オンラインセミナー

ID 1015770

▼日時 4月22日（金）午後3時30分〜5時。

市民税・県民税申告と所得税などの確定申告の
申告期限を延長できます

ID 1023059

令和4年度分の市民税・県民税の申告および令和3年分の所得税などの確定申告について、新型コロナウイルス感染症に感染または濃厚接触者になるなど、申告期限（3月15日）までに申告が困難な場合、4月15日までの間に手続きを行うことにより、申告・納付期限の延長を申請することができます。

詳しくは、市印または国税庁印 URL1 をご覧ください。

☎市民税・県民税の申告=市民税課 ☎(632) 2221、所得税の確定申告=宇都宮税務署 ☎(621) 2151

▼開催方法 Zoomによるライブ配信。

▼内容 ICTの利活用による業務効率化などの事例解説の他、補助金などの助成制度について紹介。

▼対象 市内中小企業などの経営者・従業員など。

▼定員 先着10人程度。

▼申込期限 4月21日。

▼申込方法 電話またはファクス（印・会社名・職名を明記）で、県よろず支援拠点 ☎(670) 2618、

FAX (670) 2611へ。

問 商工振興課 ☎(632) 2433

**UJリーターン
人材確保支援補助金
登録事業者募集**

補助金を活用して、県外大学生などのインターンシップ受け入れを実施する登録事業者を募集します。

▼対象 市内に事業所(本・支店、営業所など)がある中小事業者。

▼補助金額 事業者が負担する交通費・宿泊費の2分の1(限度額あり)。

▼申込方法 商工振興課(市役所7階)に置いてある申請書(市印)

から取り出し可)に必要な事項を書き、関係書類を添えて、直接または送付で、〒320-8540市役所商工振興課へ。

▼その他 補助要件、金額など、詳しくは、市印をご覧ください。商工振興課☎(632)2446へ。

**令和4・5年度の
小規模工事等契約希望者
登録申請を受け付けます**

▼対象 入札参加資格者名簿に登録されていない人で、新たに小規模工事等契約希望者登録を希望する人。

▼申込方法 契約課(市役所5階)に置いてある申請書(市印から取り出し可)に必要な事項を書き、直接または郵送で、〒320-8540市役所契約課☎(632)2165へ。

▼その他 登録要件や登録日など、詳しくは、契約課に置いてある登録案内(市印から取り出し可)をご覧ください。

雇用

**消防職員を
募集します**

▼応募資格 平成10年4月2日

**NCC
(ネットワーク型コンパクトシティ)
形成のための助成制度**

☎NCC推進課☎(632)2563

本市では、便利で暮らしやすく持続可能なNCCを形成するため、中心部や駅周辺などの都市機能誘導区域や市街化調整区域の地域拠点に、各地域に応じた生活利便施設(医療・福祉、子育て支援、商業などの誘導施設)などを誘導しています。

**生活利便施設を都市機能誘導区域などに
建てるなら助成制度の活用を**

都市機能誘導区域や市街化調整区域の地域拠点に生活利便施設の新築、建て替えなどを行う場合、施設整備費の一部を助成します(区域内の誘導施設の立地状況などの要件あり)。

- ▼補助額 施設整備費(建物)の10%(最大1億円、中心部は最大3億円)。
- ▼その他 補助の要件など、詳しくは、市印をご覧ください。

**浸水ハザードエリアに立地する生活利便施設の
浸水対策への支援を始めます**

都市機能誘導区域や市街化調整区域の地域拠点のうち、浸水ハザードエリアに立地する生活利便施設の浸水対策への助成を新しく行います。

- ▼補助額 止水板の設置などの浸水対策に要する費用の3分の1(上限あり)。
- ▼その他 補助の要件など、詳しくは、市印をご覧ください。

**市街化調整区域の地区計画制度を活用した
住宅団地整備への支援を始めます**

☎1009284

市街化調整区域の地域拠点や小学校周辺において、地区計画制度を活用した住宅団地整備を行う場合、公共施設整備への助成を新しく行います(地区要件や、地元まちづくり組織が主体となった取り組みなどの要件あり)。

- ▼補助額 道路や公園などの公共施設整備に要する費用の一部(最大50%)。
- ▼その他 補助の要件など、詳しくは、市印をご覧ください。



平成17年4月1日に生まれ
た人。
▼試験日 1
次試験(テスト)

トセンター方式) 9月3~19日、
2次試験 10月上旬、3次試験 11月上旬。

▼試験内容 1次試験 Ⅱ 教養試験、
2次試験 Ⅱ 作文・個人面接・体力
検査、3次試験 Ⅱ 適性検査・個人
面接・集団討論。

▼申込期間 8月5日~9月1日。

▼その他 申込方法など、詳しくは、市印をご覧ください。消防局
総務課☎(625)5501へお問い合わせ
ください。

**市歯科医師会の
無料職業紹介所を
ご利用ください**

歯科医院で働きたい人に、市歯科医師会会員の歯科医院を紹介いたします。

▼対象 歯科衛生士、歯科助手、
医療事務員。

▼その他 詳しくは、市歯科医師
会印URL2
か、市歯科医師会
☎(625)6060へ。



市歯科
医師会印

問 保健所総務課☎(626)1131

雇用

危険物取扱者試験と講習会を実施します

1 危険物取扱者試験

試験日時 6月5日(日)午前9時～

会場 作新学院高等学校(一の沢1丁目)。

試験種類 甲種・乙種(第1類～第6類)、丙種。

試験手数料 甲種Ⅱ6600円、乙種Ⅱ4600円、丙種Ⅱ3700円。

申請期間 電子申請Ⅱ4月12日まで、書面申請Ⅱ4月4～15日。

問 消防試験研究センター ☎(624)1022、消防局予防課 ☎(625)5507

2 準備講習会

日時 ①5月11日(水)②5月21日(土)。午前9時20分～。

会場 ①東消防署(中今泉5丁目)②清原工業団地管理センター(清原工業団地)。

費用 6300円(受講料)。宇都宮危険物保安協会会員事業所は補助金の申請が可能です。

問 県危険物保安協会 ☎(622)0438、消防局予防課 ☎(625)5507

求職者・在職者向け各種セミナー

1 求職者におすすめ 就職セミナー

日時・内容 4月19日(火)午前10時～正午Ⅱキャリアプラン、午後1時30分～3時30分Ⅱ適性・職業選択。4月26日

(火)午前10時～正午Ⅱ応募書類・面接対策。



▲市HP「就職セミナー」URL1

2 在職者におすすめ ストレスマネジメントセミナー

日時 4月26日(火)午後1時30分～4時。



▲市HP「ストレスマネジメントセミナー」URL2

内容 働く上でのさまざまなストレスに悩んでいる人に役立つセミナー。

会場 東市民活動センター(中今泉3丁目)。

対象 次のいずれかに該当する人。①市内在住か通勤者②市内への就職希望者。

定員 各先着24人。

申込開始 4月4日午前10時。
申込方法 電話で、商工振興課 ☎(632)2446へ。

その他 申込方法など、詳しくは、各問い合わせ先へ。

徴収担当 ニャンニャ係長 59

ID 1014454

家屋を取り壊したときの税金は？

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在の家屋所有者にその年の4月1日から始まる年度分として課税されます。

このため、令和4年1月2日以降に取り壊した場合は、令和4年度の固定資産税は課税されることとなります。

なお、家屋を取り壊したときは、法務局で滅失登記の手続きが必要となります。未登記の場合は資産税課にご連絡ください。



▲市HP

問 資産税課 ☎(632)2250・2254



ニャンニャ係長は、さまざまな徴収や制度について、お知らせしています。これまでの記事は、市HPからご覧になれます。